

## カラーリング使用時の遵守事項

- 1 カラーリングセットを使用目的以外に使用してはならない。加えて屋外でも使用してはならない。
- 2 カラーリングセットの使用する権利を譲渡し、また転貸してはならない。
- 3 カラーリングセットを原状回帰（破損、汚れがないか確認し、汚れは落とす）して返却すること。
- 4 カラーリングセットの原状を変更し、又はカラーリングセットに改良、改造等してはならない。
- 5 カラーリングセットを使用するための必要経費、その他の費用を市に請求することはできない。
- 6 カラーリングセットを損傷し、又は紛失したとき、その損害に相当する額を賠償しなければならない。
- 7 遵守事項に定める義務の不履行により、第三者に損害を与えた場合は、賠償する義務を負う。